２０２２（令和４）年度入試　A 日程・出題趣旨及び採点基準

●憲法

本問は、性同一性障害を持つ生徒に対し、学校における教育上の支援・配慮がなされず、結果として退学の対象となったという事案を前提に、憲法上の問題を論ずることを求めている。まず、どのような憲法上の権利が問題となるかを論ずる必要があるが、個人が自己の真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法的利益であるとすると（東京地判令元・12・12 判例タイムズ 1479 号 121 頁参照）、憲法 13 条後段の幸福追求権によってＸの利益が保障されることが考えられる。その上で、エホバの証人剣道実技受講拒否事件（最二判平 8・3・8 民集 50 巻 3 号 469 頁）等を参照しながら、本件における憲法問題を考察することが求められる。なお、現在、工業高等専門学校の大多数は国公立であるため、ひとまず通常の憲法問題として検討すれば十分であるが、私立学校について問題にするとすれば、私人間効力論を踏まえた上での検討が必要となるだろう。

憲法上の問題点が正確に特定された上で、関連する判例・学説を適切に参照しながら、自身の見解を論理的に展開できているかが、評価の高低を分かつ基準となる。

●民法

問題１　50 点

請負の契約不適合責任に関する理解を問うものである。甲の不具合が契約不適合に該当することを指摘した上で、修補請求、代金減額請求、損害賠償及び解除について論述できていることが必要である。

同時履行の抗弁権を主張する場合、その範囲について判例に基づいて説明できていれば加点。

修補に代わる損害賠償を催告なしで可能か否かについて触れていたら加点。

問題２　20 点

債権譲渡の対抗要件について、基本的な理解及び判例の考え方（到達時説）を問うものである。到達時説によって法律関係を適切に処理していることが必要である。

問題３　30 点

債権譲渡がされた際の債務者の抗弁について、「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由」（民法 468 条 1 項）に関する基本的な理解及び判例の考え方を問うものである。

●刑法

（出題趣旨）A に対する暴行に途中から関与した Y について，傷害罪の承継的共同正犯の成否，同時傷害の特例の適用の可否，さらに，暴行後に領得意思を生じた場合の強盗罪の成否などが問題となる。参考判例として，最判令和 2 年 9 月 30 日刑集 74 巻 6 号 669 頁。

（採点基準）傷害罪の共同正犯の成否について 35 点，同時傷害の特例について 35 点，強盗罪の成否について 30 点。

●民事訴訟法

ⅠからⅣのいずれも，民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う問題である。

Ⅰは，裁判の種類および本案判決と訴訟判決の区別に関するものである。

Ⅱは，命令と呼ばれる裁判であっても，その性質は決定であるものの具体例を根拠条文とともに答えさせようとするものである。

Ⅲは，訴訟要件の存否が判明するよりも先に，請求に理由がないことが明らかになった場合に，訴訟要件についての審理を打ち切って請求棄却判決をすることができるか，という問題に関するものである。通説がこれを消極に解していることにはどのような批判があるかを答えさせようとするものである。

Ⅳは，いわゆる弁論主義の第一テーゼに関する問題である。「証拠資料をもって訴訟資料に代えることはできない」といわれるときの訴訟資料および証拠資料とはなにかについて，両者の違いに留意しながら，記述することを求めている。

採点においては，標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを基準とし，誤字があれば減点の対象とする。

●刑事訴訟法

Ⅰ　配点 30 点。

関連性に関する一般的知識のほか，前科証拠や伝聞証拠，証拠能力と証明力の違い等に関する基本的理解を問うために出題した問題である。要証事実との関係で伝聞証拠になるかどうかが変わるという点について，正確な理解を示す必要がある。

Ⅱ　配点 20 点。

１は，公判前整理手続の趣旨等についての基本的理解を問うために出題した問題である。単に制度を覚えるだけでなく，その趣旨，目的，例外的に認められる具体例まで理解しているということを答案上で示す必要がある。条文の指摘も必須である。

２は，行政警察活動たる所持品検査の適法性に関する基本的理解を問うために出題した問題であり，判例が示した基準の重要な点につき正確に記述することが求められる。著名な判例を正確に理解することが求められる問題である。

●小論文

メンタルヘルス施策を進めるにあたり、素人と専門家、世間知と専門知がどのような役割を果たし、相互にいかなる補完関係にあるのかという点について、問題文全体を貫く筆者の見解を正確に読み解く読解能力があるのかに着目した。その上で、文章全体の意味を捉えて、説得力があり、論理性に富んだ文章を書くことができているか、平易でこなれた日本語で表現できているかを重視した。合わせて、問題文に含まれる抽象的な記述について、（問題文を離れた）他の具体例に則して説明し、表現することができるかといった応用能力、発展的理解力にも注目した。

２０２２（令和４）年度入試　B 日程・出題趣旨及び採点基準

●憲法

本問の出題の趣旨は、表現の自由について、判例・学説の概念を用いながら、適切な判断基準の設定と適用ができるかどうかを問うところにある。答案の採点に際しては、まずなによりも、憲法上の問題点（不健全図書指定と表現の自由、明確性・過度広汎性の法理等）を正確に特定することができているかどうかが、評価の高低を分かつ重要な基準となる。憲法上の問題点が正確に特定されたうえで、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。

●民法

問題 1

債務不履行（履行不能）による損害賠償の算定方法について考えさせる問題である。ただし，甲は分筆により 2 つの土地とされており，乙土地については，履行不能になるより前に転売されているので，転売利益と解除費用の賠償が問題となる。なお，手付けについては，解除費用の問題として扱えば解答との関係では十分だが，解約手付けの法的性質などに言及した答案に対しては，その理解度に応じて加点する。

丙土地についてはいわゆる中間最高価格の問題となるが，Ｂは不動産業者であり，通常なら短いサイクルで転売が行われていること，しかし今回はＡとのトラブルがあったため，買い手を見つけずに現在に至っているという事情をどう評価するかが問題となる。

問題 2

二重譲渡事例における第三者による債権侵害の問題である。Ｄの主観的事情は詳しく書かれていないため，丁寧に書くのであれば場合分けをするなどの工夫が求められるが，177 条と 709 条の関係について言及し一貫した答案が書けていれば得点を与える。

●刑法

（出題趣旨）いわゆる「カードすり替え詐欺盗」と呼ばれる事案についての裁判例を素材とした出題であり，詐欺罪と窃盗罪の区別基準や，実行の着手についての理解を問う。

（採点基準）詐欺罪と窃盗罪の区別について 30 点，窃盗罪（詐欺罪）の実行の着手について 40 点，共犯関係について 30 点。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、二重起訴禁止、当事者能力、当事者適格、当事者確定、当事者権についての基本的知識を確認する問題である。

II は、間接事実及び補助事実の意義について確認する問題である。

III は、裁判上の自白の定義及びその効果について確認する問題である。裁判上の自白の効果としては、証明不要効、審判排除効、不可撤回効（撤回制限効）をあげることが望まれる。採点に当たっては、理解の正確さ、表現の的確さについても評価の対象とする。

なお、解答に誤字があれば、減点する。

●刑事訴訟法

Ⅰ　配点３０点。

令状に基づく捜索差押えに関する基本的理解を問うために出題した問題である。場所に対する捜索差押許可状でどのような行為までできるのか，その理由，法的根拠とともに正確に指摘する必要がある。条文の正確な指摘も必須である。

Ⅱ　配点２０点。

１は，縮小認定と訴因変更についての基本的理解を問うために出題した問題である。縮小認定の内容を説明するとともに，縮小認定ができる場合につき，訴因の機能，訴因変更の要否と関連させて論じることが重要である。

２は，刑事訴訟法上重要な法則の一つである自白法則についての基本的理解を問うために出題した問題である。任意性のない自白を排除する根拠としての代表的な考え方である虚偽排除説及び人権擁護説につき，その内容等の異同を正確に記述することが求められる。

●小論文

出題の趣旨

民主主義と教育の関係についての 2500 字程度の文章の構造を正しく理解し、その理解に基づいて、論理的に表現できているかを試すもの。

採点基準

出題に際して利用した文章は、しっかりと構造化されているものの、細部の説明は必ずしも親切なものではない。したがって、読解に際しては、構造の正確な理解に基づいて、他の部分を参照しつつ細部を埋めていく必要がある。あちらこちらに散らばっていたり、抽象的な表現にとどまっているものを組み立て、論理的に展開できているかを中心に採点した。これらの能力は、法的文書を読解するために必要な能力であり、法科大学院における教育においても必要なものである。

２０２２（令和４）年度入試　C 日程・出題趣旨及び採点基準

●憲法

本問の出題の趣旨は、主たる憲法上の論点として職業の自由への制限を同定し、判例・学説の概念を用いながら、適切な判断基準の設定と適用ができるかどうかを問うところにある。薬局距離制限違憲判決（最大判昭和 50・4・30 民集 29 巻 4 号 572 頁）の枠組みを用いることができるが一つのポイントとなる。公定幅運賃設定をすることは、タクシー事業者の営業にどういう意味をもつか。下限割れ運賃でタクシー事業を営んできた者について、どのような議論ができるか。自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。

●民法

名誉毀損による不法行為に関する問題である。(1)は効果につき、(2)は要件につき、基礎的な知識を問うもの。また、(3)は事実の認定に関する問題であり、(4)は事実の法的評価に関する問題である。実際の裁判で争点となったのは(3)の点であったが、異なる観点から事実ないし事件を見直すことも重要である。なお、(4)の穴埋め問題は文章が成り立つ語が入れられていれば、正解とする。

●刑法

（出題趣旨）車で連行した行為については、監禁罪の成否が問題となる。頸部を強く締め窒息死させた X の行為については、殺人罪の成否が問題となる。Y は途中で立ち去っており、殺害行為はその後に行われている。共犯からの離脱が問題となる。参考判例として、最決平成元・6・26 刑集 43・6・567 がある。

（採点の基準）監禁罪について、20 点。殺人罪について、30 点。共犯からの離脱の問題について、50 点。

●民事訴訟法

法科大学院での学修に必要な基本的事項（当事者適格，訴えの主観的追加的併合，基準時後の形成権行使）の理解を問う。

問Ⅰは，任意的訴訟担当に関する最高裁判決を題材として，民事訴訟法上の基本概念を把握しているかを語句補充形式で問うている。補充語句については，最高裁判決どおりでなくとも同趣旨の語句であれば正解とした。

問Ⅱは，訴えの主観的追加的併合という概念に関して，民事訴訟法上の条文を踏まえた具体的制度の把握がなされているかを問うている。

問Ⅲは，既判力の作用（基準時後の形成権行使）を題材として，類似規範を踏まえた具体的事案の処理ができるかを問うとともに，論理的な文章表現力が備わっているかを評価する。採点においては，標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを基準とし，誤字・文法の誤りがある場合は減点する。

●刑事訴訟法

Ⅰ　配点 30 点。

一事不再理効についての基本的知識とその理解を問うために出題した問題である。著名な判例を素材としているので，同判例を理解していれば問題なく解答できたはずである。公訴事実の同一性，特に公訴事実の単一性と一事不再理効の関係について，正確な理解を示す必要がある。

Ⅱ　配点 20 点。

１は，逮捕・勾留の実体的要件の一つである逮捕・勾留の必要性についての基本的知識を問うために出題した問題である。必要性について，単に言葉としてではなく，その内容までしっかり理解できているかが問われており，どのような判断要素に基づいて必要性が判断されているのかを具体的に示す必要がある。逮捕と勾留とで必要性の判断要素に違いがあるのかまで言及できるとなおよい。

２は，公判手続における刑事訴訟法上の諸制度について，被害者の被害感情を公判廷に顕出する手段といった側面から，その理解を問うために出題した問題である。個々の制度を抽象的に理解するにとどまらず，どう使われるのかを具体的に理解することが必要であり，その理解を答案上示す必要がある。

●小論文

【出題の趣旨】

新聞の社説を読んで、その趣旨を理解する力を試すもの。また、そこで取り上げた問題についての自分の意見を論理的に述べる力を試すもの。

【採点基準】

資料を読んで、その趣旨を理解しているか。なお、タイトルの一部を推測する部分については、正しく当てている必要はなく、論理的な推測ができているかによって採点する。

自分の意見を論理的に述べることができているか。

２０２２（令和４）年度入試　D 日程・出題趣旨及び採点基準

●憲法

本問は、地方公共団体が制定する条例制定権の範囲と限界（憲法 94 条）についての理解を問うものである。条例制定権については、まず、憲法上法律に留保されている事項について、条例で規制することができるかが問題となる。(1)はそれを問うものであるが、具体的には、財産権の規制（憲法 29 条 2 項）、租税の賦課（憲法 30 条・84 条）及び罰則（憲法 31 条）が問題となる。それぞれ問題となる条文を明示した上で、条例によって規制することができるかを各別に論ずる必要がある。次に、憲法 94 条は、「法律の範囲内で」条例を制定できるとしており、法律（法令）と条例とが矛盾抵触した場合に、どのように考えるべきかが問題となる。(2)はそれを問うものであるが、徳島市公安条例事件（最大判昭 50・9・10 刑集 29 巻 8 号 489 頁）を参照し、「上乗せ条例」・「横出し条例」等の具体的問題にも言及しながら検討することが求められる。

憲法上の問題点が正確に特定された上で、関連する判例・学説を適切に参照しながら、自身の見解を論理的に展開できているかが、評価の高低を分かつ基準となる。

●民法

民法における虚偽表示についての理解の有無、及び、代理に関する基礎的な知識の有無を確認した上で、適切に場合分け等を行った上で説明できるかどうかという能力も含め問う問題である。

●刑法

（出題趣旨）正当防衛の成立要件，誤想防衛・誤想過剰防衛の法的処理，因果関係についての理解を問う。

（採点基準）X が正当防衛状況を誤信したといえるか（自招侵害の成否を含む）について 30 点，誤想防衛・誤想過剰防衛について 30 点，因果関係について 40 点。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問うものである。

Ⅰ.は，当事者適格等の民事訴訟法の基本概念を把握しているかについて語句補充形式で問うものである。

Ⅱ.は，過去の事実または法律関係について例外的に確認の利益が認められるものとして，民事訴訟法が規定する証書真否確認の訴え（民事訴訟法 134 条）を正確に挙げられるかをみるとともに，判例がそれを認めた例を具体的に挙げられるかを確認するものである。

Ⅲ.は，明示的一部請求の訴訟物，その審理の在り方，全部または一部棄却判決をした前訴と残部請求に係る後訴との関係等について，最高裁平成 10 年 6 月 12 日二小判・民集 52 巻 4 号 1147 頁の判示内容を正確に理解しているかどうかを問うものである。理解の正確さ，表現の的確さを評価する。なお，誤字があれば減点する。

●刑事訴訟法

Ⅰ　配点 30 点。

現行犯逮捕に関する基本的知識を問うために出題した問題である。現行犯逮捕の要件とその内容，具体的適用場面について，正確な理解を示す必要がある。

Ⅱ　配点 20 点。

１は，おとり捜査の適法性についての基本的理解を問うために出題した問題であり，判例が示した適法性判断基準の重要な点につき正確に記述する必要がある。著名な判例を正確に理解することが求められる問題である。

２は，証拠調べの方法という基本的知識を問うために出題した問題である。各方法を正確に指摘するとともに，各条文を正確に指摘する必要がある。

●小論文

【出題の趣旨】

文章を読んで、その趣旨を理解する力を試すもの。また、そこで取り上げた問題についての自分の意見を論理的に述べる力を試すもの。

【採点基準】

文章を読んで、その趣旨を理解しているか。

自分の意見を論理的に述べることができているか。

２０２２（令和４）年度入試　E 日程・出題趣旨及び採点基準

●憲法

本問の出題の趣旨は、集会の自由について判例・学説の概念を用いながら、適切な判断基準の設定と適用ができるかどうかを問うところにある。憲法上の問題点として行政財産の目的外使用の許可が問題となることが同定できているかがポイントとなる。また、パブリック・フォーラムに関わる論点の処理も評価の高低に関わる。答案の採点に際しては、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案について高い評価が与えられる。

●民法

（出題趣旨）

［設問１］は、自分の代わりに、自分の財産の処分を他人に依頼する場合に考えられる法律構成を問うものである。複数構成が列挙できている場合は加点している。代表的なものは代理であるが、代理の場合は、委任契約締結の必要性と、交渉の場において、顕名が必要であることを指摘する必要がある。

［設問２］は、D にマンションを管理するための権限は与えられていたが、マンションを売却するまでの代理権はないという場合である。そのため無権代理であるものの、表見代理（110 条）が成立するかを問う問題である。

［設問３］は、代理権濫用に関する問題である。

●刑法

（出題趣旨）まず、無銭飲食の刑事責任の正確な理解を問う。詐欺罪の各要件の検討が必要となる。次に、代金債権を免れるために行った暴行・傷害の罪責について問う。二項強盗致傷罪についての理解が問われることになる。また、両罪の罪数関係についても、検討を要する。参考判例として、最決昭和 61・11・18 刑集 40・7・523 がある。

（採点基準）詐欺罪について 40 点。二項強盗致傷罪について 50 点。罪数について 10 点。

●民事訴訟法

【出題の趣旨および採点基準】

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

Ⅰは，証拠の評価に関する自由心証主義の内容の理解を確認するものである。

Ⅱは，弁論権保障の観点から，裁判所と両当事者間で充実した議論をするために，当事者に対して質問をしたり，証拠の提出を促したりする裁判所の権能としての釈明権についての理解を確認するものである。

Ⅲは，既判力は標準時における判決主文中の判断に生ずる。標準時を定めることが必要な理由，いつを標準時とするのか，その時点を標準時とする根拠は何かについての理解を確認するものである。

採点にあたっては，標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを基準とし，誤字については減点の対象とした。

●刑事訴訟法

Ⅰ　配点 30 点。

捜査の端緒に関する基本的知識を問うために出題した問題である。検視，告訴，職務質問といった各制度の理解を正確に示し，条文の指摘も的確に行う必要がある。告訴不可分の原則には客観的不可分と主観的不可分の二つがあること前提に，本問がどちらを聞いているのかを理解して解答する必要がある。

Ⅱ　配点 20 点。

１は，刑事訴訟法上重要な建前の一つである逮捕前置主義についての基本的理解を問うために出題した問題である。逮捕前置主義がどういう内容なのか（意義）を正確に示すだけでなく，なぜそういった建前が取られるのか（趣旨）まで正確に示す必要がある。

２は，被害再現を内容とする捜査報告書（実質は実況見分調書）及び同報告書に添付された写真の証拠能力を題材に，伝聞法則に関する基本的知識を問うために出題した問題である。捜査報告書自体の証拠能力と現場供述に該当する部分の証拠能力とを分けて論じる必要がある。後者においては，再現者の署名押印の要否に言及する必要がある。判例を正確に理解していれば難なく解答できるところである。

●小論文

【出題の趣旨】

新聞の社説を読んで、その趣旨を理解する力を試すもの。また、そこで取り上げた問題についての自分の意見を論理的に述べる力を試すもの。

【採点基準】

資料を読んで、その趣旨を理解しているか。

自分の意見を論理的に述べることができているか。